

控除額一覧表

- ・控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。（下記に記載の年齢は、いずれも募集開始日の前日(6月1日)の満年齢です）

控除対象			範 囲	控除額
1. 同居親族			申込住宅に同居する申込者本人以外の方	38 万円
2. 同居しない扶養親族			申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
特 別 控 除 対 象 者	3. 老人扶養親族		扶養親族及び同一生計配偶者のうち 70 歳以上の方	10 万円
	4. 特定扶養親族		16 歳以上 23 歳未満の扶養親族	25 万円
	5. 障害者	① 特別 障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記 1・2 の対象者) (1) 心神喪失の状況にある方又は精神保健指定医の判定により知的障がい者とされた方。(このうち重度と判定された方は①特別障害者) (2) 精神に障がいのある方で厚生労働大臣(知事)からその障がいの程度が国民年金法施行令別表(1 級の障がいの状態と同程度のときは①特別障害者)又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障がいの状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方。(1～2 級の方は①特別障害者) (4) 障がいの程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方。 (「A」の方は①特別障害者) (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方。(恩給法別表第 1 号表ノ二の特別項症から第 3 項症までの方は①特別障害者) (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項による厚生労働大臣の認定を受けている方。(重度の障がいとされている方は①特別障害者) (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方。(重度の障がいとされている方は①特別障害者) (8) 65 歳以上でその障がいが(1)又は(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方。((1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは①特別障害者)	40 万円
		② 障害者		27 万円
	6. 寡 婦		申込者本人又は同居親族で次のア～イに該当する方のうち下記「7 ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は除く。 ア 夫と離婚してから婚姻していない方で、扶養親族を有し、年間所得の見積額が 500 万円以下の方。 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方、または夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が 500 万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	27 万円
	7. ひとり親		申込者本人又は同居親族で次のア～エすべてに該当する方 ア 現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死が不明である方。 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。 ウ 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり年間の所得の見積額が 48 万円を超えていたりする子は除かれます)がある方。 エ 年間の所得の見積額が 500 万円以下である方。	35 万円
	8. 給 与 所 得 者			申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者。(その者の所得等の金額が 10 万円未満である場合には、その金額)
9. 公的年金等所得者			1～7 と重複して控除することができます。	

- ※ 控除額は該当者 1 人についての額です。
- ※ 寡婦控除は、所得が 27 万円以上の方は 27 万円、27 万円未満の方はその所得金額を控除します。
- ※ ひとり親控除は、所得が 35 万円以上の方は 35 万円、35 万円未満の方はその所得金額を控除します。
- ※ 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が 10 万円以上の方は 10 万円、10 万円未満の方はその所得金額を控除します。
- ※ 障がい者については、①、②を重複して控除することはできません。